

(仮称) 大出日山(おおしびさん)風力発電事業及び (仮称) 日向山(ひなやま)風力発電事業の景観への影響について

1. 大出日山風力発電・日向山風力発電に対する松江市の対応について

(仮称) 大出日山(おおしびさん)風力発電事業及び(仮称) 日向山(ひなやま)風力発電事業は、環境影響評価法(環境アセスメント)の対象事業であり、事業者は同法の規定により県の意見を勘案することとなっている。

両事業に対する本市の対応は、環境アセスメントにおける関係市となり市長意見を県に提出することで、景観への影響の低減を図っていく。

1. 1 経緯

- ・2事業の建設場所は松江市内でないが、松江城(松江市景観計画における主要な展望地)から山の稜線に見えることから、景観に影響があることが見込まれた。
- ・景観審議会に諮ったうえで、環境アセスメントにおける関係市となることを決め、事業者に出(R5.2)
- ・事業者は松江市を環境アセスメントの関係市とした。(ただし、景観のみ)
- ・事業者による方法書の縦覧(R5.3.30-R5.5.1)
- ・事業者による一般意見募集(R5.3.30-R5.5.18)

1. 2 今後のスケジュール

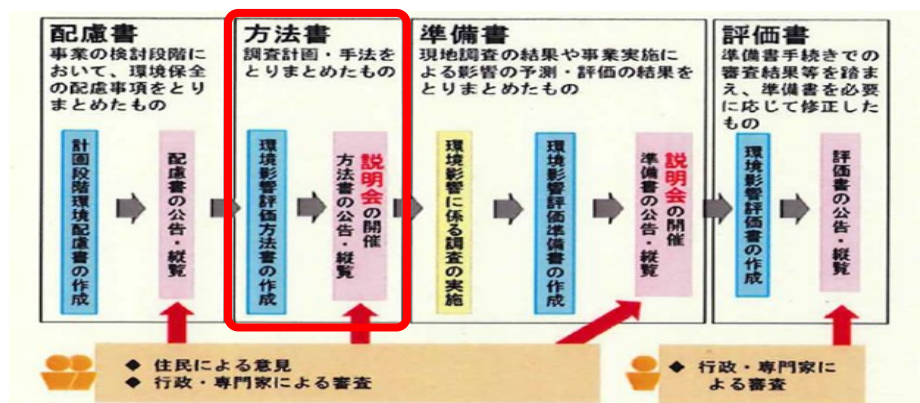
令和5年6月5日	景観審議会 市長意見案について 諮問・答申	
令和5年6月頃	事業者は島根県に一般意見の取りまとめ(事業者見解付き)を送付	
令和5年6月頃	島根県は関係市に対し意見照会(30日程度)	
令和5年夏	市長意見を島根県に提出	90日以内
令和5年秋	島根県は国に知事意見を提出	

1. 3 諮問目的

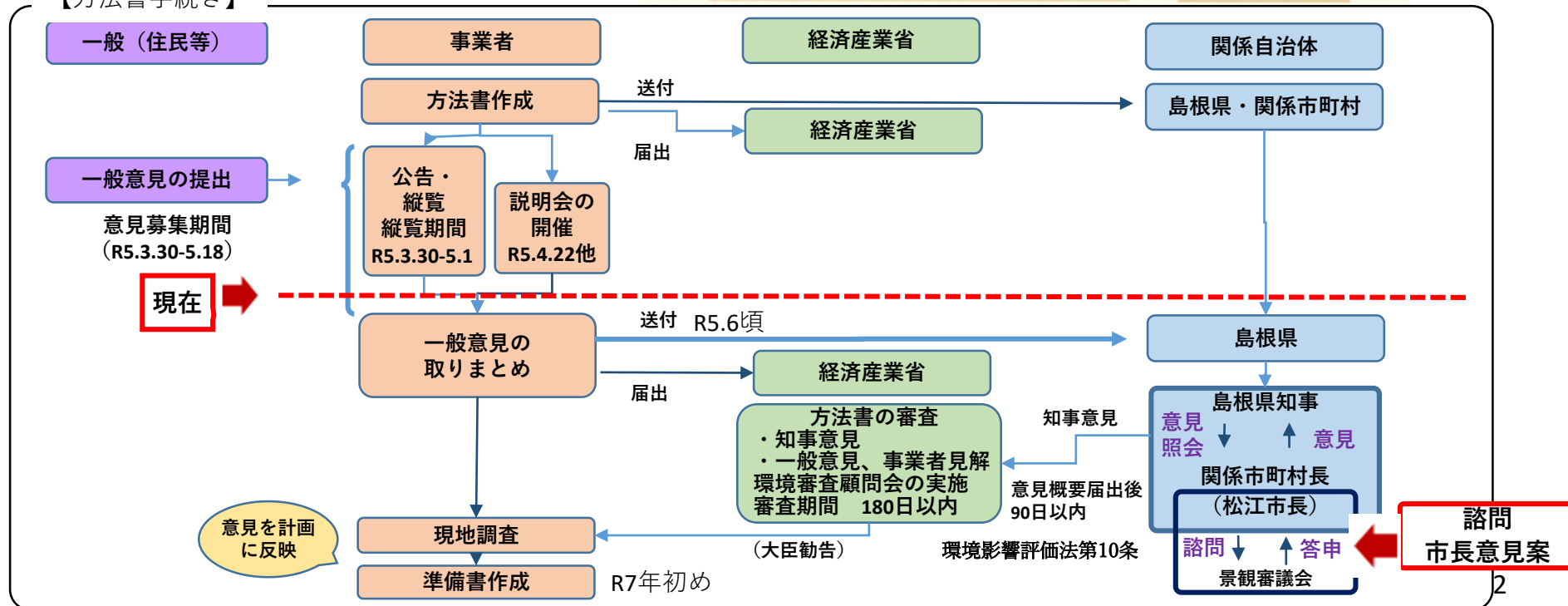
方法書に対する市長意見を島根県に提出するにあたり、市長意見案を景観審議会に諮るもの

1. 4 環境影響評価法手続き

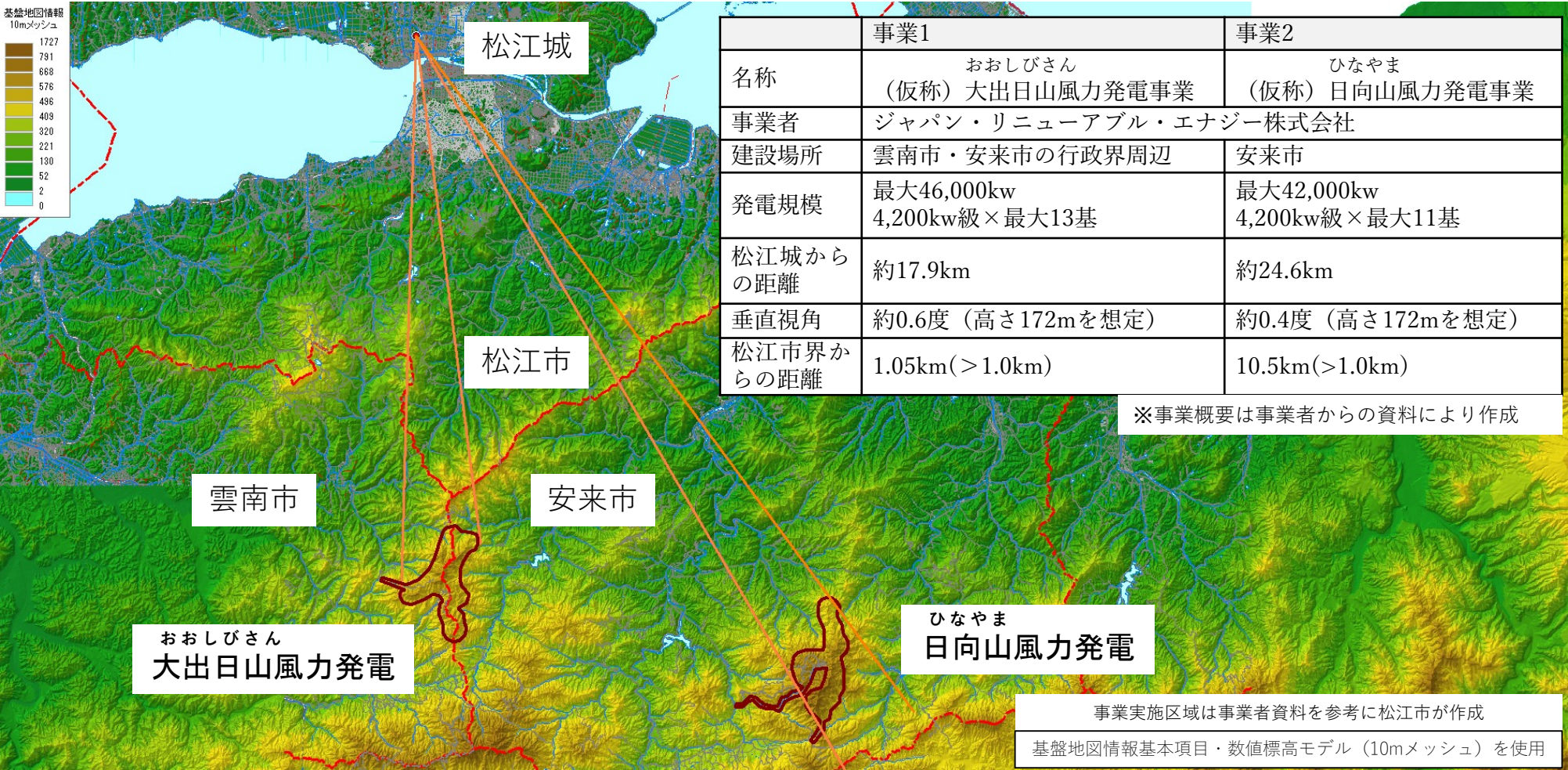
環境影響評価法・島根県環境影響評価条例に基づき、事業の実施前に環境等への影響を評価し、その結果を踏まえて環境等への影響を小さくするための対策を講じていく手続き



【方法書手続き】



1. 5 大出日山風力発電・日向山風力発電の事業概要



2 事業とも建設場所が松江市内でない

2. 方法書に対する市長意見案について

次の3点により市長意見案を作成

- 2. 1 松江城からの眺望基準
- 2. 2 第47回景観審議会（令和5年2月6日開催）における指摘事項
- 2. 3 方法書記載事項

2. 1 松江城からの眺望基準

松江市景観計画における景観形成基準（抜粋）

松江城景観形成基準（「主要な展望地」である松江城からの眺望基準）

- ①天守から見える東西南北の山の稜線の眺望を妨げない
- ②天守から穴道湖の湖面が見える範囲で、嫁ヶ島の水際線を延長した線を侵さない

眺望基準	事業1（大出日山）	事業2（日向山）	備考
①	山の稜線に見える （垂直視角※1 0.6度）	山の稜線に見える （垂直視角 0.4度）	参考-10
②	天守から穴道湖の湖面が見える 範囲に入る	天守から穴道湖の湖 面が見える範囲に入 らない	参考-11 主眺望方向※2 眺望対象※3（嫁ヶ島）を 中心に60°の範囲
市長意見案に 盛り込むべき事項	眺望基準①②を記載したうえで、 嫁ヶ島方向の眺望景観への影響 の懸念を記載	眺望基準①を記載	

※1 垂直視角 ： 参考-5

※2 主眺望方向： 参考-3,4参照

※3 眺望対象 ： 参考-3,4参照

2. 方法書に対する市長意見案について

2. 2 第47回景観審議会（令和5年2月6日開催）における指摘事項

	指摘事項	松江市の考え及び市長意見案への反映等
1	松江城からの眺望において、お互い同じ風力発電施設が見えたときに、それぞれの施設の配慮点としてリンクしていた方がいいのではないかと（色彩、形状等）	2つの風力発電は松江城から見て水平視野角30度程度であり、同一の視野（水平視野角60度）に入るので、市長意見案では、「（景観において）複合的な影響を小さくするように、施設の形態・意匠をあわせること」とした。
2	風力発電の色彩※1※2はしまね景観色彩ガイドラインに配慮すべき。	空背景では明灰色※3が望ましく、山背景ではしまね景観色彩ガイドラインに沿った色と良いと考えるが、設置の詳細が不明なため、市長意見案では、環境融和塗装色とした。
3	風力発電のブレードタワーの色彩について白色は非常に目立つ色なので、濃い緑・茶・グレーなどの目立ちにくい色で検討を。	空背景では明灰色※3が望ましく、山背景ではしまね景観色彩ガイドラインに沿った色と良いと考えるが、設置の詳細が不明なため、市長意見案では、環境融和塗装色とした。
4	航空障害灯は赤色でないといけないのか。※4	赤色ではなく白色が望ましいと考え、市長意見案に記載した。
5	フォトモンタージュ作成にあわせて展望地から風車までの断面図の図面が欲しい。	準備書でフォトモンタージュが作成されることから、市長意見に記載した。
6	風力発電の大きさや数が変わる懸念がある。※5	日向山風力発電についても環境アセスメントにおける関係市となることを決め、事業者に関係市の申出を行った（結果、松江市は関係市になった）

- ※1 両事業ともふるさと島根の景観づくり条例の大規模行為にあたるため、事業者は建設場所の市町村を通じ島根県に届出が必要。
- ※2 灰白色（ライトグレー）を採用予定。景観に配慮し、背景の青空に溶け込んで目立たない環境調和色（R5.1時点、事業者回答）

2. 方法書に対する市長意見案について

2. 2 第47回景観審議会（令和5年2月6日開催）における指摘事項（つづき）

- ※ 3 「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」では、風力発電では多くの場合、高さが高く空背景となることから色彩として明灰色を基本した方が良いと記載。
- ※ 4 航空障害灯については中光度白色航空障害灯を採用予定（R5.1時点、事業者回答）
- ※ 5 総出力が10%未満の変更（大きさ・数・機体の性能等）は軽微な変更該当
総出力が10%以上増加する場合、環境影響評価法に基づき、手続きのやり直しとなる

2. 方法書に対する市長意見案について

2. 3 方法書記載事項

	方法書記載事項	市長意見案への反映等
1	準備書段階においては、主要な眺望点から撮影した写真に発電所完成予想図を合成する方法（フォトモンタージュ法）によって、主要な眺望景観への影響について予測及び評価を実施する。※1	松江城からの眺望景観の影響について具体的な判断は行えないので、松江城からの景観への配慮等の記載とする。
2	風力発電機の配置等に検討にあたっては、周辺環境と調和した事業となるよう地域住民及び関係機関等の意見聴取に努め、適宜、専門家への意見聴取を実施する等、適切な調査、予測及び評価に努めます。	配慮書の知事意見に対し、努力事項となっており、知事意見のとおり実施するよう市長意見に記載。
3	方法書以降に手続きにおいて留意する事項（配慮書※2内容を再掲） 風力発電機の塗装色を環境融和色にする。※3	留意事項としての記載なので、市長意見に環境融和色にするように記載。
4	航空障害灯の検討についても住民説明会等においてわかりやすい情報提供を行うよう努める。※4	航空障害灯には白色・赤色があり、景観上白色が望ましいので市長意見に記載。
5	本事業で選定している主要な眺望点（松江城を含む）について、同一の視野に入る可能性があることから、（複合的な影響に係る環境影響評価の項目として）選定する	松江城をその評価対象とすることを記載。 あわせて、複合的な影響を小さくするよう、施設の形態・意匠をあわせることを記載。

- ※1 ・環境アセスメントの関係市に入る判断をする際に、簡易フォトモンタージュの提供を受け、前回の景観審議会に使用前回の景観審議会、方法書に対する市長意見においてフォトモンタージュの提供をしてもらい景観への影響を判断する旨の説明
 ・関係市の申出の際に提供依頼したところ、方法書では提供を行わない回答
- ※2 配慮書：方法書の1つ前の手続き（P2「環境影響評価手続き」を参照）
- ※3 灰白色（ライトグレー）を採用予定。景観に配慮し、背景の青空に溶け込んで目立たない環境調和色（R5.1時点、事業者回答）
- ※4 航空障害灯については中光度白色航空障害灯を採用予定（R5.1時点、事業者回答）